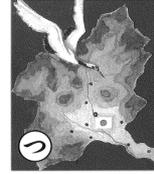




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年3月15日(月) 号外(第3号)

目次

告示

○知事指定薬物の指定(薬務課)

ページ

2

■ 告 示

◎群馬県告示第64号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年3月15日

群馬県知事 山本 一 太

1 知事指定薬物の名称

- (1) N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-ブチル-1H-インダゾール-3-カルボキサミド(通称名ADB-BUTINACA)及びその塩類
- (2) 1-[1-(3-フルオロフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン(通称名3F-PCP、3-Fluoro-PCP)及びその塩類
- (3) 3-{2-[エチル(プロピル)アミノ]エチル}-1H-インドール-4-イル=アセテート(通称名4-AcO-EPT)及びその塩類
- (4) エチル=(R)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[(R)-ピペリジン-2-イル]アセテート、エチル=(S)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[(S)-ピペリジン-2-イル]アセテート(通称名threo-4-Fluoroethylphenidate)及びそれらの塩類
- (5) エチル=(R)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[(S)-ピペリジン-2-イル]アセテート、エチル=(S)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[(R)-ピペリジン-2-イル]アセテート(通称名erythro-4-Fluoroethylphenidate)及びそれらの塩類

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和3年3月16日